

宮内庁新型インフルエンザ対策行動計画・業務継続計画

平成22年7月26日

宮内庁

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

- 本計画は、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザの発生に際し宮内庁において実施すべき対策を定めるものである。
併せて、多数の職員の欠勤等業務遂行上の制約が生じる中で新型インフルエンザ対策を的確に実施するため、政府の「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」を踏まえ、優先すべき業務並びに人員及び物資・サービスの確保のために必要な措置を定めるものである。
- 各部局においては、担当業務について、本計画にのっとり具体的な実施要領を定めるものとする。

(2) 対象とする新型インフルエンザ及び被害の想定

- 本計画は、鳥インフルエンザのウイルスの変異等により発生することが懸念されている強毒性の新型インフルエンザを想定したものである。
なお、平成21年4月以降流行した豚由来の新型インフルエンザのような弱毒性の新型インフルエンザの発生に際しては、本計画を適宜応用して対応する。
- 本計画は、新型インフルエンザの発生により、政府の行動計画及び業務継続ガイドラインで示された以下のような被害及び社会・経済的な影響が生じることを想定したものとする。
 - ・全人口の25%が罹患する（死亡者は17～64万人）。
 - ・一つの流行の波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回ある。
 - ・不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等により経済活動が縮小し、また、学校・保育施設等の休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小する。
 - ・職員本人の罹患や罹患した家族の看病等により、職員の最大40%程度が欠勤する。

2 新型インフルエンザ対策の基本方針

- 新型インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を講じる。
 - ① 天皇陛下の国事行為が確実になされるための事務体制を確保すること。
 - ② 宮中の行事・儀式、行幸啓・行啓・お成りなど皇室の御活動について、そ

- の延期・縮小も含め、適切な対応をとること。
- ③ 天皇陛下及び皇族方の感染の防止及び感染に備えた医療体制の確立を図ること。
 - ④ 職員の感染を防止するため、手洗い・うがいの励行や職場の清掃・消毒などの感染防止策を徹底すること。
- 新型インフルエンザ対策は、政府の行動計画で示された発生段階（未発生期、海外発生期、国内発生早期、パンデミック期、小康期の5段階）に応じたものとする。
- 新型インフルエンザ対策の実施に当たっては、政府の新型インフルエンザ対策本部の方針を踏まえるとともに、各府省、皇宮警察本部など関係機関との連絡・連携を密にする。
- 具体的な対策の実施に当たっては、本計画に即しつつ、実際の新型インフルエンザの流行状況等を踏まえ、弾力的に対応する。

3 発生段階ごとの具体的な対応

(1) 前段階（未発生期）

- 新型インフルエンザの発生に備え、関連する情報の収集・共有に努める。
- 抗インフルエンザウイルス薬等の必要な医薬品の確保など、天皇陛下及び皇族方の医療体制に関して、未発生段階においても可能な準備を進める。
- (2)以下に定める感染防止策の実施及び新型インフルエンザ発生時において優先すべき業務（以下「優先業務」という。）の継続に必要な物資・サービスを確保するため、関係事業者との調整や代替策の検討、消毒液、マスク等の計画的な備蓄等の準備を進める。

(2) 第一段階（海外発生期）

(庁内体制の整備)

- 情報の収集・共有に努めるとともに、政府において設置される新型インフルエンザ対策本部の方針を踏まえた対応をとる。
- 国内で感染疑いの事例が発生した場合等においては、審議官を室長とする「新型インフルエンザ対策連絡室」（別紙）を設置し、庁内における情報の収集・共有及び各部局の新型インフルエンザ対策に関する調整を行う。

(医療体制の確立)

- 実際に発生した新型インフルエンザのウイルス、症例及び抗インフルエンザウイルス薬の有効性等に関する最新の医学関連情報を踏まえ、天皇陛下及

び皇族方の医療体制に関して必要な対応をとる。

(感染防止策の実施)

- 職員に対し、手洗い・うがいの励行等の感染防止策や、感染が疑われる場合の対応について周知する。
- 職員に対し、新型インフルエンザ発生地域への旅行について自粛を求める等の措置をとる。

(3) 第二段階 (国内発生早期)

(庁内体制の整備)

- 「新型インフルエンザ対策連絡室」において情報の収集・共有及び新型インフルエンザ対策に関する調整を行う。
- 事態が拡大した場合には、次長を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」(別紙)を設置し、対策の強化を図る。

(医療体制の確立)

- 最新の医学関連情報及びワクチンの製造・流通状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬及びワクチン等の医薬品の確保、関係医療機関との連携など、天皇陛下及び皇族方に係る医療体制を確立し、適切な対応をとる。
- 政府及び関係機関の方針を踏まえ、職員に対し、職員又はその家族が感染した場合の相談機関、医療機関での受診方法、宮内庁病院における対応等について周知する。

(感染防止策の実施)

- 職員に対し、手洗い・うがいの励行等の感染防止策について周知する。
- 来訪者に対する手洗い・うがいの励行等の要請、速乾性アルコール製剤の設置、不特定多数の者が触れる場所等の清掃・消毒を行う。
- 多数の者が集まる宮中行事等に関する業務や人と接触する機会が多い業務については、来訪者及び職員の感染防止のため、来訪者の体調確認、職員のマスク着用等の措置を講じる。
- 流行状況に応じて、出入の門の限定、入門者の制限等の措置をとる。

(優先業務の継続とその他の業務の延期・縮小)

- 以下に掲げるものを優先業務として継続することとし、その他の業務については、流行状況に応じ、段階的に延期・縮小を図る。
 - ① 天皇陛下の国事行為に関する業務
 - ② 宮中の行事・儀式、行幸啓・行啓・お成りなど皇室の御活動に関する業務(各行事等の延期・縮小については個別に判断する。)
 - ③ 側近奉仕及び侍側奉仕に関する業務
 - ④ 感染防止策の実施、医療体制の確立など、新型インフルエンザ対策に関する業務
 - ⑤ ①から④に掲げる業務を継続するための環境を維持するための業務(庁舎管理、物品管理、情報通信基盤の管理、庶務等)

- 具体的な各業務の延期・縮小については、流行状況や政府の方針、業務継続の必要性と業務継続による感染リスクとのバランス等を踏まえ、適切に判断する。その際、関係機関との調整や国民への周知に留意する。
- 優先業務を継続する場合であっても、業務の内容や作業手順を精査し、短時間での効率的な実施に努める。

(優先業務の継続に必要な人員の確保)

- 職員又はその家族が感染した場合には、原則として当該職員は出勤しないこととする。職員に対し、その場合の休暇等の取扱いについて周知する。
- 職員及びその家族の感染状況並びに職員の出勤状況を把握する。
- 優先業務を的確に実施するため、以下の措置をとる。
 - ・通勤に公共交通機関を利用する職員については、感染リスクを低減するため、可能な限り代替手段（自転車・徒歩）による通勤や時差出勤を採り入れる。
 - ・多数の職員の欠勤が生じた場合には、優先業務以外の業務に従事する職員による部局内での補完や、経験者による部局を越えた応援体制を組むこと等により対応する。
 - ・一つの業務について複数の班を設け、日にちや時間帯によって班が交代して業務にあたる班交代制や、代替可能性がない職員の庁舎内での宿泊など、感染リスクを避けるための特別な勤務体制の導入を検討する。

(優先業務の継続に必要な物資・サービスの確保)

- 清掃、各種設備・機器の点検・修理、情報通信システムの維持管理、備品・消耗品、食堂の営業など、外部から調達している物資・サービスで優先業務の継続に必要なものについては、関係事業者との調整等により、その確保を図る。

(4) 第三段階（感染拡大期／まん延期／回復期）

- 感染拡大の状況や政府の方針を踏まえて、第二段階における対策を継続・強化する。

(5) 第四段階（小康期）

- 第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討し、実施する。
また、不足している物資の調達及び再配備を行う。
- 流行状況を踏まえ、通常の業務体制への復帰を図る。

4 その他

- 本計画については、政府の行動計画及び業務継続ガイドラインの見直し等を踏まえ、適宜見直しを行う。

(別紙)

1 新型インフルエンザ対策連絡室の構成員

室長	審議官
副室長	秘書課長，管理課長
室員	総務課長，宮務課長，主計課長，用度課長，侍従職事務主管，東宮職事務主管，式部官（儀式担当），図書課長，京都事務所次長，正倉院事務所庶務課長，御料牧場次長
・ 室長は室を総括する。 ・ 副室長は室長を補佐し，室長に事故がある場合にその職務を代行する。	

2 新型インフルエンザ対策本部の構成員

本部長	次長
副本部長	審議官，皇室医務主管，管理部長
本部員	宮務主管，皇室経済主管，秘書課長，総務課長，宮内庁病院長，侍従職事務主管，東宮職事務主管，式部副長（儀式総括），式部副長（外事総括），書陵部長，管理課長，京都事務所長，正倉院事務所長，御料牧場長
・ 本部長は本部を総括する。 ・ 副本部長は本部長を補佐し，本部長に事故がある場合にその職務を代行する。	

政府行動計画における発生段階の区分等

1 政府行動計画における発生段階の区分

発生段階		状態	(参考) フェーズ(※)
前段階(未発生期)		新型インフルエンザが発生していない状態	1, 2, 3
第一段階(海外発生期)		海外で新型インフルエンザが発生した状態	4 A, 5 A, 6 A
第二段階(国内発生早期)		国内で新型インフルエンザが発生した状態	4 B
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	5 B, 6 B
各都道府県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態	
第四段階(小康期)		患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態	

(※) 平成21年2月改定前の旧行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応を示す。(「A」は国内非発生、「B」は国内発生)

2 世界保健機関(WHO)におけるフェーズ分類

フェーズ1	ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルス発生がない。
フェーズ2	ヒトへ感染しパンデミックを引き起こす可能性を持つ亜型のウイルスが検出。
フェーズ3	新しい亜型のインフルエンザウイルスによる散発的又は限られた集団に感染しているが、コミュニティレベルでの継続的なヒト-ヒト感染は発生していない。
フェーズ4	コミュニティレベルでの発生を継続させる力がある新しい亜型のインフルエンザウイルスが、ヒト-ヒト感染していることが確認された。
フェーズ5	WHOの1つの地域に属する2か国以上で、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。
フェーズ6	フェーズ5の条件に加え、WHOの別の地域の1か国以上において、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が認められる。

新型インフルエンザについて

- インフルエンザとはインフルエンザウイルスによる感染症のことであるが、新型インフルエンザとは、毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスとは全く異なる新型のウイルスの出現により発生するもので、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

- 20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡している。

また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ大流行した。

- 近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ（鳥の感染症）が流行しており、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されているが（平成15年11月以降、発症者501名、うち死亡者297名（平成22年7月22日現在））、このような鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっており、こうした鳥由来の新型インフルエンザの発生が懸念されている。